平成２４年（フ）第２１６号
福岡県久留米市上津町1376番地１
債務者　池尻田美子
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２１７号
福岡県久留米市上津町1376番地１
債務者　池尻　辰夫
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２２２号
福岡県久留米市本町170番地　ハウスビューティフルモア102号
債務者　光山　泰三
１　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２３２号
福岡県小郡市大保1613番地１
債務者　稲垣麻衣子
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３０５号
北九州市八幡西区則松６丁目16番25号
債務者　嶋田　　功
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６０５号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊９丁目９番41号
債務者　知京美栄古
１　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３０１号
鹿児島県鹿児島市堀江町12番16―603号
債務者　園田　俊秀
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３４６号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘１丁目11番18号
債務者　加治佐尚子
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４５号
鹿児島県大島郡天城町大字当部364番地１
債務者　重　　満久
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第３９号
秋田県仙北郡美郷町千屋字荒屋敷127番地
債務者　戸澤　　司
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第４０号
秋田県大仙市大曲船場町２丁目４番５号　船場町市営住宅２―11
債務者　須藤　忠良
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第２１号
福島県相馬市馬場野字寺内15番地の９
債務者　久米　千春（旧姓高江洲・増田）
１　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第７３号
長野県茅野市ちの3499―１タカハシビル202号内
債務者　百瀬亜由子（旧姓大塚）
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第７１号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯726　平湯館内、住民票上の住所愛知県高浜市湯山町８丁目15番地５
債務者　岡井百合枝
１　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
三重県桑名市藤が丘７丁目1001番地　レジデンスＦＵＪＩＧＡＯＫＡ　A101号室
債務者　加藤さゆり
１　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
三重県四日市市城西町４番21号　ときわビル30Ｅ
債務者　藤井眞由美（旧姓高田）
１　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
三重県四日市市八幡町10番８号
債務者　山本　敏和
１　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
三重県四日市市西新地16番８号　西新地ビル503
債務者　和田　隆雄
１　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係